

「P e r c h e」 (ペルシュ) の利用方法について

坂出市役所東館2階ペルシュは、職員だけでなく、広く市民が会議等に利用できるコワーキングスペースとして令和5年1月4日(水)より開放しています。

1. 利用できる日時

平日8時30分～17時15分まで

- (1) 11時～14時は職員の休憩・昼食スペースとしての利用を優先します。
- (2) 会議等により利用できない場合があります。
- (3) 原則、平日夜間及び土、日、祝日、年末年始は開放していません。
- (4) 会議等で部屋の全体を利用したい場合は、事前に市関係課また財務課にご相談ください。
- (5) (3)・(4)については、事前に市関係課から庁舎等使用許可申請書を財務課へ提出することを原則とし、許可が下りた場合に限り利用可とします。
(市関係課がない場合は、財務課へ申請)
- (6) ペルシュは、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)とし指定されています。熱中症特別警戒アラートが発表された際はご協力ください。

2. 利用方法

- (1) ペルシュを利用する前に利用簿に必要事項を記入してください。
- (2) テレビ、電気、コンセント、エアコンはご自由に使用してください。
- (3) 皆さまが自由に利用する場所ですので、譲り合ってご利用ください。

3. 利用後

- (1) 机やいすを所定の配置に戻してください。
- (2) 忘れ物がないか必ず確認してください。
- (3) 利用時に発生したゴミは使用者が責任をもってお持ち帰りください。
- (4) テレビ、電気、エアコンはお帰りになる前に電源がOFFになっているか必ず確認してください。(※節電にご協力をお願いします。)
- (5) 窓を開けた場合は、お帰りになる前に必ず閉めてください。
- (6) 雑誌、新聞等を読んだ後は、必ず元の位置にお戻しください。

4. 利用の不許可

次のいずれかに該当すると認められる場合は、利用の許可はできません。

- (1) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると

認められるとき。

- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (4) 施設を汚損又は悪臭を伴うおそれがあるとき。
- (5) 政治活動又は選挙運動を目的とするとき。
- (6) 宗教団体の活動を目的とするとき。
- (7) その他施設管理上支障のあるとき。

5. 注意事項

次の内容を必ず遵守してください。

- (1) 壁、床等に、画びょう、のり、粘着テープ等の使用はできません。
- (2) 施設や附属設備等を破損、紛失された場合は損害を賠償していただく場合があります。
- (3) 室内は禁煙です。
- (4) 利用できる時間は、準備、片付けも含めます。
- (5) 騒音又は大声を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為や危険な行為などはありません。
- (6) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品は持ち込まないでください。
- (7) 動物（盲導犬を除く）の持ち込みは禁止とします。
- (8) 許可なく広告類等の掲示又は配布をしないでください。
- (9) 許可なく募金その他それに類する行為をしないでください。
- (10) 飲酒を伴う会合は禁止とします。
- (11) その他管理上必要な事項については、財務課または市関係課の職員の指示に従ってください。
- (12) 上記内容を遵守できない場合は、退去を命じるとともに、今後の利用を中止させていただきます。